輸入統計品目表第一一〇四・一一九号中

「	300	―――その他のもの		KG	」を
「		―――その他のもの			
	310	――――そばのもの		KG	に
	390	――――その他のもの		KG	」

改める。

輸入統計品目表第一六〇四・一一〇号を次のように改める。

1604.20		―その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚		
		――卵		
		―――にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの		
		―――にしん（クルペア属のもの）のもの		
	011	――――気密容器入りのもの	KG	
	012	――――その他のもの	KG	
	015	――――たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	KG	
	019	―――その他のもの	KG	
	020	――その他のもの	KG	

輸入統計品目表第一九〇一・一一九号中

「	025	――――１・１・１・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134ａ）		KG	
	026	――――１・１・１―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143ａ）		KG	を
	027	――――１・１―ジフルオロエタン（ＨＦＣ―152ａ）		KG	」
「		――――１・１・１・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134ａ）			
	031	―――噴霧器に充てんしたもの		KG	
	039	―――その他のもの		KG	
	026	――――１・１・１―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143ａ）		KG	
		――――１・１―ジフルオロエタン（ＨＦＣ―152ａ）			に
	041	―――噴霧器に充てんしたもの		KG	
	049	―――その他のもの		KG	」

改める。

輸入統計品目表第三七〇一・一一一号を次のように改める。

3702.31	000	――カラー写真用のもの（ポリクローム）	NO	SM	

輸入統計品目表第三七〇一・五一一号を次のように改める。

3702.52		――幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートルを超えるもの			
	030	―――映画用フィルム	SM	M	
	090	―――その他のもの	SM	M	

輸入統計品目表第五一〇五・一一一号中

「		―――その他のもの			
		――――綿のみから成るもの			
	021	―――――漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）		KG	を
	022	―――――その他のもの		KG	
	029	――――他の繊維を混ぜたもの		KG	」
「		―――その他のもの			
	023	――――綿のみから成るもの		KG	に
	029	――――他の繊維を混ぜたもの		KG	」

改める。

輸入統計品目表第五一〇五・四一一号中

「		―――その他のもの			
	021	――――他の繊維を交えてないもの		KG	を
	029	――――その他のもの		KG	」
「	090	―――その他のもの		KG	」に

改める。

輸入統計品目表第六〇〇一・九一一号を次のように改める。

6001.92		――人造繊維製のもの			
	015	―――ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が142センチメートル以上のものに限る。）		KG	
		―――その他のもの			
		――――たてメリヤスのもの			
	017	―――――合成繊維製のもの		KG	
	019	―――――再生繊維又は半合成繊維製のもの		KG	
		――――その他のもの			
		―――――合成繊維製のもの			
	092	――――――ポリエステルのもの		KG	
	094	――――――その他のもの		KG	
	099	――――――再生繊維又は半合成繊維製のもの		KG	

輸入統計品目表第六〇〇一・四〇号中

「		――その他のもの			
		―――綿製又は人造繊維製のもの			
	030	――――綿製のもの		KG	を
	040	――――人造繊維製のもの		KG	」